

活資金貸付相談や就労相談を行っている。今後も研修や資質向上を図りながら母子家庭支援に取り組みたい。

また、県センターに養育費相談員が配置されることより専門的な指導が期待され、積極的な活用ができると考えている。

教育次長 (2)事故直後の点検の結果、市民プール、屋内プール、小中学校プールにおいて、排水溝のふたがボルトで固定されていないものや、金具の腐敗、ボルトの欠落等があった。

3日後にはすべての修理、設置を完了したが、これらの不備については、施設安全についての認識及び指導不十分が原因であり、今後はさらに認識を新たに指導の徹底強化を図っていき

「公害防止協定」を

ただの飾りに終わらせるな

山口弘宣議員

(1)都市整備行政について

市長は、6月末に三浦地区において実施された地区別ミーティングの折、市道(六郎平・開線)についての住民からの質問に対して、用地買収がほんの一部済んでいないことで完成の見通しが立たないことを解決するために、自ら出向いていくこと

を明言されておりましたが、その後の状況はどうなっているのかお尋ねします。

(2)市民環境行政について

西部地区堆肥化施設で使用するものと同じ発酵菌を使った施設(大阪府堺市・石津下水処理場)が平成18年4月から操業を始めたものの、悪臭がひどいということでわずか4ヶ月足らずで操業を停止する事態となっているようです。西部地区の施設の悪臭防止策はきちんとされているのか。堺市では脱臭装置を強化し抜本的な対策を施すこととし、解決できなければ事業の中止もやむを得ないと新聞報道もされているようですので、大村市においても悪臭防止法や公害防止協定により厳格な対応を取っていただけるのかお尋ねします。

市長

(1)承諾をいただいていない地権者の方に直接お願いをしているところである。年度内事業完成に向けてご理解いただけるよう粘り強く交渉をしていきます。

(2)現在県に処分場の許可申請が出されており、あらゆる角度から慎重に審議されている。市としても、住民の方々の意見を反映したかなり厳しい意見書を県に提出しているところである。許可が下りた場合、悪臭防止法規制区域外のため、設置者と

協議を行い、悪臭防止法の基準の遵守を公害防止協定で締結し守っていただくよう強く要望していく。脱臭装置についてもきちんと対応していただくよう設置者や県に強く申入れをしていきたい。

介護保険料第2段階にも

減免制度を

丸谷捷治議員

(1)商工行政について

改正中心市街地活性化法では、基本計画は市町村が策定する。出発点から市の役割が強調されている。さらにまちづくり3法でコンパクトシティは、商業、住宅、医療、公共施設の機能が強調されている。大村の駅前再開発は店舗とマンションだけで公共施設を入れて付加価値をつけないと、国の採択はないのではないかと。

(2)福祉行政について

税金の障害者控除を、障害者手帳を持っていなくても「これに準ずる」と市が認めた介護認定者は適用されるはずだ。

寝たきり老人は特別障害者控除が認められている。要介護4・5はこれにあたる。しかし50人以上もいるのに制度が知られておらず申請もない。一人ひとりに周知徹底すべきだ。

介護保険料の減免は第3段階の人しか適用されておらず、それより所得が低い人たちに減免制度がない。年80万円以下の低所得者で生活保護基準以下の第2段階にも減免制度をつくるべきだ。

市長

(1)中心市街地周辺には図書館や市民会館などの公共施設がある。これらをどのように活用していくか、また都市機能として何が必要かを、商工会議所や地元地権者など多くの関係者で組織する予定の中心市街地活性化協議会と意見交換をしながら計画を策定していきたい。

助役

国の補助金を得るためには、特色のある、モデルとなるようなまちづくり計画である必要がある。何としても獲得したいという意気込みで鋭意取り組んでいる。

福祉保健部理事

(2)介護保険料の納入通知書発送時のチラシや市政だより等に掲載し、周知に努めたい。また、介護保険に関わるスタッフ、関係者への周知徹底を行う。

市長

一人ひとりへの通知も含めて検討したい。

福祉保健部理事

第2段階の人で預貯金が一定額以下の人については、第1段階の保険料までの減免ができないか前向きに検討したい。